



# 熊本県公報

第13000号  
令和3年(2021年)  
2月12日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目次

### 告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	(障がい者支援課)	1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	( 〃 )	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	( 〃 )	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	( 〃 )	2
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	( 〃 )	2
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止	( 〃 )	3
○公有水面埋立免許	(河川課)	3
○熊本県屋外広告物条例施行規則別表第6第1項第6号の規定により知事が特に必要と認めて別に定める事項	(都市計画課)	4
○熊本県屋外広告物条例施行規則別表第6第1項第6号の規定により知事が特に必要と認めて別に定める事項	( 〃 )	7
○熊本県屋外広告物条例施行規則別表第6第1項第6号の規定により知事が特に必要と認めて別に定める事項	( 〃 )	9
○熊本県屋外広告物条例施行規則別表第6第1項第6号の規定により知事が特に必要と認めて別に定める事項の廃止	( 〃 )	11
○救急病院の撤回	(医療政策課)	11
○有明救急医療圏における救急病院の認定	( 〃 )	12
○道路の供用開始	(道路保全課)	12
○道路の区域変更	( 〃 )	12
○道路の供用開始	( 〃 )	12
○道路の区域変更	( 〃 )	13
○鳥獣捕獲等事業の変更の認定	(自然保護課)	13
<b>公 告</b>		
○公共測量の終了	(監理課)	13
○換地処分	(農地整備課)	14
○農用地利用配分計画の認可	(農地・担い手支援課)	14
○農用地利用配分計画の認可	( 〃 )	14
○農用地利用配分計画の認可	( 〃 )	14
○農用地利用配分計画の認可	( 〃 )	15
○農用地利用配分計画の認可	( 〃 )	15
○令和3年度(2021年度)経営事項審査の実施	(監理課)	16
<b>登 載 依 頼</b>		
○令和2年度(2020年度)第3回熊本県男女共同参画審議会 会の開催	(男女共同参画審議会)	21
○熊本県農業振興促進審議会の開催	(農業振興促進審議会)	21
○環境影響評価準備書の作成及び説明会の開催	(株式会社一条工務店)	22
○熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程	(選挙管理委員会)	22

## 告 示

### 熊本県告示第122号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和3年(2021年)2月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者	サービスの種類	指定年月日
-------------	------------------------	---------	-------

	の氏名		
羽の郷字城 宇城市松橋町松橋105 番地23	F a n d S株式会社 千葉県八千代市高津41 5-1 隈部 翔	生活介護	令和3年(2 021年)2 月1日

**熊本県告示第123号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和3年（2021年）2月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
銀河フィオーレ 宇土市入地町270-1	社会福祉法人銀河の会 宇土市築龍町141番地 2 梅田 和利	生活介護	令和3年(2 021年)2 月1日

**熊本県告示第124号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和3年（2021年）2月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
銀河フィオーレ 宇土市入地町270-1	社会福祉法人銀河の会 宇土市築龍町141番地 2 梅田 和利	共同生活援助	令和3年(2 021年)2 月1日

**熊本県告示第125号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和3年（2021年）2月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
銀河フィオーレ 宇土市入地町270-1	社会福祉法人銀河の会 宇土市築龍町141番地 2 梅田 和利	短期入所	令和3年(2 021年)2 月1日

**熊本県告示第126号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和3年（2021年）2月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
多機能型重症児 デイサービスC u o l e 天草市川原町2 2-11 シャ トレテラモト1 01	株式会社R E R O T T O 熊本市中央区新大江 三丁目10番8号 堀北 直輝	令和3年(2 021年)2 月1日	435300 0179	指定児童発 達支援 指定放課後 等デイサー ビス

**熊本県告示第127号**

次のとおり児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定による指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和3年(2021年)2月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
多機能型重症児 デイサービスC u o l e 天草市川原町2 2-11 シャ トレテラモト1 01	株式会社P L U N U R S E 熊本市東区下江津五 丁目14番19号 那須 正剛	令和3年(2 021年)1 月31日	435300 0153	指定児童発 達支援 指定放課後 等デイサー ビス

**熊本県告示第128号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により次のとおり免許したので、同法第11条の規定により告示する。

令和3年(2021年)2月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 埋立免許年月日  
令和3年(2021年)2月3日
- 2 出願者の住所及び氏名  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
道路管理者 熊本県 代表者 熊本県知事 蒲島郁夫
- 3 埋立区域
  - (1) 位置 天草市新和町中田字後大坪5の6、1の4及び3の2に隣接する道路地先  
公有水面
  - (2) 区域  
(全域)  
次の①の地点から⑩の地点を順次に直線で結んだ線及び⑩の地点と①の地点を結ぶ平成31年(2019年)春分の満潮位(TP+1.68m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
    - ①の地点 三等三角点広浦(北緯32度19分21.4929秒、東経130度10分47.7081秒の地点)から273度05分32秒2348.53mの地点(基点)
    - ②の地点 ①の地点から177度15分51秒165.70mの地点
    - ③の地点 ②の地点から185度34分22秒10.64mの地点
    - ④の地点 ③の地点から195度45分12秒8.04mの地点
    - ⑤の地点 ④の地点から204度02分23秒5.34mの地点
    - ⑥の地点 ⑤の地点から211度58分43秒7.03mの地点
    - ⑦の地点 ⑥の地点から222度30分27秒9.30mの地点
    - ⑧の地点 ⑦の地点から231度15分16秒8.67mの地点
    - ⑨の地点 ⑧の地点から239度49分08秒7.11mの地点
    - ⑩の地点 ⑨の地点から251度16分17秒9.13mの地点

- ⑩の地点から265度18分54秒12.17mの地点
- ⑪の地点から274度00分40秒7.29mの地点
- ⑫の地点から279度35分56秒45.39mの地点
- ⑬の地点から286度04分05秒9.24mの地点
- ⑭の地点から289度24分11秒6.89mの地点
- ⑮の地点から293度10分09秒6.90mの地点
- ⑯の地点から297度44分30秒11.59mの地点
- ⑰の地点から306度08分03秒14.50mの地点
- ⑱の地点から300度19分38秒33.81mの地点
- ⑲の地点から30度23分30秒0.28mの地点

(3) 面積

4,946.65平方メートル

4 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置 天草市新和町中田字前大坪35の5及び35の6並びにこれらの区域に隣接する道路地先公有水面並びに字後大坪27の3、5の5、5の4、5の6、1の4、3の2及び1の3の道路地先公有水面

(2) 区域

(全域)

次の(A)の地点から(W)の地点を順次に直線で結んだ線及び(W)の地点と(A)の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

- (A)の地点 二等三角点戸島 (北緯32度19分21.4929秒、東経130度10分47.7081秒の地点)から273度01分41秒22.97.99mの地点(基点)
- (B)の地点 (A)の地点から177度09分58秒201.93mの地点
- (C)の地点 (B)の地点から227度21分16秒95.57mの地点
- (D)の地点 (C)の地点から279度56分46秒118.97mの地点
- (E)の地点 (D)の地点から302度04分44秒102.23mの地点
- (F)の地点 (E)の地点から32度04分41秒48.05mの地点
- (G)の地点 (F)の地点から93度59分23秒12.94mの地点
- (H)の地点 (G)の地点から119度42分38秒42.23mの地点
- (I)の地点 (H)の地点から109度15分29秒15.17mの地点
- (J)の地点 (I)の地点から97度41分15秒32.03mの地点
- (K)の地点 (J)の地点から81度41分06秒33.30mの地点
- (L)の地点 (K)の地点から103度22分09秒41.30mの地点
- (M)の地点 (L)の地点から44度25分27秒9.29mの地点
- (N)の地点 (M)の地点から358度19分43秒15.50mの地点
- (O)の地点 (N)の地点から349度23分55秒31.59mの地点
- (P)の地点 (O)の地点から355度38分56秒28.84mの地点
- (Q)の地点 (P)の地点から1度10分10秒42.63mの地点
- (R)の地点 (Q)の地点から6度21分05秒15.80mの地点
- (S)の地点 (R)の地点から347度31分29秒8.25mの地点
- (T)の地点 (S)の地点から12度47分09秒41.97mの地点
- (U)の地点 (T)の地点から30度00分01秒10.79mの地点
- (V)の地点 (U)の地点から54度48分36秒10.00mの地点
- (W)の地点 (V)の地点から82度37分03秒11.29mの地点

(3) 面積

31,160.96平方メートル

5 埋立地の用途 道路用地

熊本県告示第129号

熊本県屋外広告物条例施行規則(昭和39年熊本県規則第56号)別表第6第1項第6号の規定により、知事が特に必要と認めて別に定める事項を次のように定め、令和3年(2021年)3月1日から施行する。

令和3年(2021年)2月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

八代市の区域における屋外広告物に関する事項

1 八代市の特定施設届出地区に係る基準

(1) 対象区域 次表の路線の路端から両側20m以内の区域(景観重点地区を除く。)

路線名	始点	終点
国道3号	八代市と氷川町との境界	赤松隧道八代市側坑口
国道219号	国道3号との交点	球磨川遥拝堰との交点

県道八代港線	国道3号との交点	大島橋との交点
県道西片新八代停車場線	県道八代港線との交点	市道新八代駅前線との交点
県道新八代停車場線	県道西片新八代停車場線との交点	八代市上日置町4253番地先
市道新八代駅前線	県道西片新八代停車場線との交点	県道新八代停車場線との交点
市道竜西東西15号線	市道竜西南北20号線との交点	市道新八代駅前線との交点
市道竜西南北20号線	市道竜西幹1号線との交点	八代市長田町3545番地先
市道竜西東西18号線	市道竜西南北20号線との交点	市道竜西南北29号線との交点
市道竜西南北29号線	県道西片新八代停車場線との交点	市道竜西東西18号線との交点
市道竜西幹1号線	県道西片新八代停車場線との交点	市道竜西南北20号線との交点

(2) 対象行為

特定施設（八代市景観条例（令和元年条例第4号）第2条第7号に規定する特定施設をいう。）及び同一敷地内でこれに附帯する施設であつて、その敷地の全部又は一部が前号の区域に係るものの新築、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更のうち、屋外広告物（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの

(3) 基準 次の表のとおり

事 項		基 準
位置		建築物・工作物等については、駐車場を道路側に配置する等、出来るだけ道路から後退した位置とする。 交差点等、角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。 隣接する施設相互において、沿道から見て連担性の保てる位置とする。 広告塔・広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。
外観	形態・意匠	建築物・工作物等は、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。 外壁・屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。 電飾を含め、壁面の意匠は、それ自体乱雑とならず、周辺との調和を乱さないものとする。 広告物については、出来るだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともに、その沿道で統一性のとれたものに努める。
	色彩・材料	歴史的風土や周辺の景観と調和した色彩・材料とし、別表1の色彩基準（マンセル値）に基づくものとする。 落ち着いた色彩を基調とし、無彩色、YR・Yの高明度低彩度色を推奨する。 使用する色彩の数は出来る限り少なくするとともに、対比効果（コントラスト）の大きい色彩の組合せは避けるように努める。 アクセント色は、中低層部に、限定的に使用するよう努める。 特に屋根面には、出来る限り無彩色又は低明度低彩度色

	<p>を使用し、周辺の景観と調和したものとする。                  ※着色していない自然石・木材・レンガ・土壁・コンクリート（顔料を配合する等の処理を施し、低明度となるよう配慮すること）・ガラス等の材料本来が持つ色彩によって仕上げられている部分は、この限りでない。                  ※都市計画法に基づく商業地域、近隣商業地域、準工業地域においては、建築行為等の規模や周辺への影響に応じて、景観審議会や景観アドバイザーから意見を聴いた上で、支障がないと認められた場合に限り、色彩基準を適用しないことができる。</p>
敷地の緑化	<p>広告塔、広告板その他の工作物の根元周囲は、根締めとなる修景緑化に努める。</p>
その他	<p>のぼり、ぼんぼり、広告網等については、出来るだけ行わないようにする。</p>

別表1 特定施設届出地区の色彩基準

	色 相	明 度	彩 度
基調色	5 R ~ 1 0 Y R	—	6 以下
	Y	—	4 以下
	上記以外	—	2 以下
アクセント色	全色相	—	—

2 八代市の一般地区に係る基準

(1) 対象区域 八代市全域（地先の公有水面を含み、景観重点地区を除く。）

(2) 対象行為

(1) の対象区域内における行為（八代市景観条例第7条第1項第2号に掲げる行為をいう。）で、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの（1-(2)に掲げる行為を除く。）

(3) 基準 次の表のとおり

事 項	基 準
位置・高さ	<p>山並みや景観資源への眺望を損なわないように壁面線の後退や高さを抑えることに努める。                  壁面線や高さを揃えることで街並みの魅力向上に努める。</p>
外観	<p>形態・意匠</p> <p>周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態・意匠とする。                  外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮する。                  附帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。                  大規模な建築物の外壁は、形態の工夫や目地による分節化等により、周辺に圧迫感を与えないように配慮する。</p>
	<p>色彩・材料</p> <p>歴史的風土や周辺の景観と調和した色彩・材料とし、別表2の色彩基準（マンセル値）に基づくものとする。                  落ち着いた色彩を基調とし、無彩色、Y R・Yの高明度低彩度色を推奨する。                  使用する色彩の数は出来る限り少なくするとともに、対比効果（コントラスト）の大きい色彩の組合せは避けるように努める。                  アクセント色は中低層部に、限定的に使用するよう努める。                  ※着色していない自然石・木材・レンガ・土壁・コンクリート（顔料を配合する等の処理を施し、低明度となるよう配慮すること）・ガラス等の材料本来が持つ色彩によって仕上げられている部分は、この限りでない。                  ※都市計画法に基づく商業地域、近隣商業地域、準工業地</p>

	域においては、建築行為等の規模や周辺への影響に応じて、景観審議会や景観アドバイザーから意見を聴いたうえで、支障がないと認められた場合に限り、色彩基準を適用しないことができる。
敷地の緑化	既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。

別表2 一般地区の色彩基準

	まちなか景観ゾーン※1			その他の景観ゾーン※2		
	色 相	明 度	彩 度	色 相	明 度	彩 度
基調色	5 R ~ 1 0 Y R	—	6 以下	5 R ~ 1 0 Y R	—	4 以下
	Y	—	4 以下	Y	—	3 以下
	上記以外	—	2 以下	上記以外	—	1 以下
アクセント色	全色相	—	—	全色相	—	6 以下

※1 「都市計画用途地域内」とする。

※2 「都市計画用途地域外」並びに「都市計画区域外」とする。但し、幹線道路沿道など、まちなか景観ゾーンと同等と認められる場合は、まちなか景観ゾーンの基準を適用できる。

**熊本県告示第130号**

熊本県屋外広告物条例施行規則（昭和39年熊本県規則第56号）別表第6第1項第6号の規定により、知事が特に必要と認めて別に定める事項を次のように定め、令和3年（2021年）3月1日から施行する。

令和3年（2021年）2月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

人吉市の区域における屋外広告物に関する事項

1 人吉市の景観形成地域に係る基準

(1) 対象区域 球磨川河畔景観形成地域（次の図において区域境界線により区切られる地域）

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部都市計画課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局土木部に据え置いて縦覧に供する。）

(2) 対象行為

対象区域内における建築物等（人吉市景観条例（平成30年条例第34号）第2条第3項の建築物等をいう。以下同じ。）の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更のうち、屋外広告物（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの

(3) 基準 次の表のとおり

事 項	基 準	
建築物の建築等の外観	意匠	付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。
	色彩	付帯する広告物等は、周辺の景観との調和に配慮し、特に球磨川河畔に面する場所では、地色に高彩度色を使用しないよう努める。
工作物の建設等	柵・塀等	広告物を設置する場合は周辺の景観との調和に配慮する。
	その他	広告物は、極力設置しないものとし、設置する場合は周辺の景観との調和に配慮し、地色に高彩度色を使用しないよう努める。
広告物の設置及び外観の変更	広告塔、広告板については、建築物と調和のとれた位置とし、特に球磨川河畔に面する場所では、周辺の景観との調和に配慮し、地色に高彩度色を使用しないよう努める。 案内板の形態、意匠、色彩については、「人吉グラ	

「ランドデザイン」を基調とする。

2 人吉市の景観形成重点地区に係る基準

- (1) 対象区域 青井阿蘇神社周辺重点地区（次の図において区域境界線により区切られる地域）  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部都市計画課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局土木部に据え置いて縦覧に供する。）
- (2) 対象行為  
 対象区域内における建築物等の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更のうち、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの
- (3) 基準 次の表のとおり

事 項		基 準
建築物の建築等の外観	意匠	付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。
	色彩	付帯する広告物等は、周辺の景観との調和に配慮し、特に球磨川河畔に面する場所では、地色に高彩度色を使用しないよう努める。
工作物の建設等	柵・塀等	広告物は極力設置しないものとし、設置する場合は、周辺の景観との調和に配慮し、地色に高彩度色を使用しないよう努める。
	その他	落ち着いた雰囲気求められる通りでは、看板等に派手な電飾を行わないよう努める。
広告物の設置及び外観の変更		広告塔、広告板については、建築物と調和のとれた位置とし、特に球磨川河畔に面する場所では、周辺の景観との調和に配慮し、地色に高彩度色を使用しないよう努める。 案内板の形態、意匠、色彩については、「人吉ランドデザイン」を基調とする。

3 人吉市の伝統継承地区に係る基準

- (1) 対象区域 おくunch祭り伝統継承地区（次の図において区域境界線により区切られる地域）  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部都市計画課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局土木部に据え置いて縦覧に供する。）
- (2) 対象行為  
 対象区域内における建築物等の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更のうち、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの
- (3) 基準 次の表のとおり

事 項		基 準
建築物の建築等の外観	色彩	通りに面する外壁や付帯する広告物等の地色には、人吉市景観計画に定める「大きな面として使用することを避けるべき色」を極力使用しない。
広告物の設置及び外観の変更	外観(色彩)	マンセル値による色相0R(赤)～5Y(黄)は彩度8以下、その他の色相は彩度6以下とする。 広告物の地色には、人吉市景観計画に定める「大きな面として使用することを避けるべき色」を極力使用しない。 回転灯や過度な電飾等の光量が多く、動きがあるものは極力使用しない。

4 人吉市の特定施設届出地区に係る基準

- (1) 対象区域 次表の路線の路端から両側20m以内の区域

路 線 名	始 点	終 点
国道219号	球磨村との境界	錦町との境界
国道221号	錦町との境界	県道102号との交点
県道人吉インター線	人吉IC乗降口	国道445号との交点



- (2) 対象行為  
 特定施設（人吉市景観条例（平成30年条例第34号）第2条第9項に規定する特定施設をいう。）及び同一敷地内でこれに附帯する施設であつて、その敷地の全部又は一部が前号の区域に係るものの新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更のうち、屋外広告物（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの

- (3) 基準 次の表のとおり

事 項		基 準
位置		広告塔・広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。
外観	形態・意匠	広告物については、できるだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともに、その沿道で統一性のとれたものに努める。
	色彩・材料	色彩・素材はその地域の基調となるものと合い、隣接相互間に調和するものとする。 色彩については、できるだけ多色使いを避け、沿道の基調となるものに配慮するものとする。
敷地の緑化		広告塔、広告板その他の工作物の根元周囲には、根締めとなる修景緑化に努める。
その他		のぼり、ぼんぼり、広告網等については、できるだけ行わないように努める。

5 人吉市の景観計画区域に係る基準

- (1) 対象区域 人吉市全域

- (2) 対象行為

(1)の対象区域内（1-(1)の区域を除く。）における行為（人吉市景観条例（平成30年条例第34号）第2条第10項に掲げる行為をいう。）で、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの（4-(2)に掲げる行為を除く。）

- (3) 基準 次の表のとおり

事 項		基 準
建築物の建築等の外観	意匠	付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。
	色彩・材料	付帯する広告物は、周辺の景観との調和に配慮し、地色に高彩度色を使用しないよう努める。耐久性、対候性に優れた材料を用いるように努める。
工作物の建設等	柵・塀	広告物は、極力設置しないものとし、設置する場合は周辺の景観との調和に配慮し、地色に高彩度色を使用しないよう努める。
	その他	広告物は、極力設置しないものとし、設置する場合は周辺の景観との調和に配慮し、地色に高彩度色を使用しないよう努める。

熊本県告示第131号

熊本県屋外広告物条例施行規則（昭和39年熊本県規則第56号）別表第6第1項第6号の規定により、知事が特に必要と認めて別に定める事項を次のように定め、令和3年（2021年）3月1日から施行する。

令和3年（2021年）2月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

西原村の区域における屋外広告物に関する事項

1 西原村の景観形成地域に係る基準

- (1) 対象区域

熊本空港周辺景観形成地域（次の図において区域境界線により区切られる地域のとおり）

(「次の図は省略し、その図面を熊本県土木部都市計画課及び熊本県県北広域本部土木部に据え置いて縦覧に供する。」)

(2) 対象行為

対象区域内における建築物等（西原村景観条例（平成26年条例第15号）第2条第2項の建築物等。以下同じ。）の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち、屋外広告物（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの

(3) 基準 次の表のとおり

事 項		基 準
建築物の位置	道路からの位置	県道の道路境界から20メートル以上後退するよう努める。ただし、既存集落等における住宅等については、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについては、この限りではない。
	配置	敷地内における建築物及び工作物の規模及び位置などを勘案し、釣合いのとれた配置とする。遠景となる阿蘇外輪あるいは肥後台地と調和のとれる位置とする。
建築物の外観	意匠・形態	地域の基調となる景観との調和を図り、地域における景観のまとまりを保つことに配慮するとともに、遠景との調和に配慮するものとする。 田園の広がりある景観を保つものとする。
	材料	材料は、耐久性・耐候性に優れ、たい色・はく離等の起こりにくいものを用いるものとする。 材料は、周辺の景観と調和のとれるものを用い、かつ、隣接する建築物及び工作物との相互の調和にも配慮するものとする。特に、緑との調和に留意する。
	色彩	外壁の色彩は、周辺の自然の緑と調和した落ち着いたものを用いるものとする。 敷地内における建築物、工作物及び広告物を含め、色調を統一するとともに、多色の利用を避けるものとする。 隣接する建築物及び工作物相互における色調の統一・調和が図られるものとする。 季節の変化に伴う自然の色彩の変化にも調和するものとする。
工作物	電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	電柱広告はできるだけ行わないように努めるものとする。
広告物に関する事項		色調、形状、規模、意匠が周辺の景観に調和したものとする。 しっかりした材質のものを使用し、汚れ、たい色、破損等により周辺の景観との調和を乱さないように努めるものとする。 同一敷地内で同一目的の広告物を掲出する場合は、効果性をふまえ、設置数、表示面積をできるだけ少なくするとともに、掲出位置についても景観の調和に配慮するものとする。 掲出位置、形状、規模、意匠及びベースとなる色調等について、隣接する相互において統一に努め、広

	<p>告物による景観の創出により、その地域において統一感ある個性の確立を目指すものとする。</p> <p>ネオンサイン等照明広告については、光害の防止に努めるとともに、昼間の景観にも配慮したものとする。</p> <p>蛍光塗料は使用しないよう努めるものとする。</p> <p>屋上広告物については、屋上あるいは塔屋等の水平投影面からはみ出さないものとし、更に壁面との一体性を持たせることにより、広告物の支持物が見えない構造とする。また、色彩については、建築物の色調と調和するように努めるものとする。</p> <p>壁面広告物は、取付壁面からはみ出さないようにし、下地の色は壁面と合わせるように努めるものとする。</p> <p>突出広告物の上端は、建築物の高さを超えないものとするとともに、道路に出ないものとする。また、同一壁面において複数必要な場合は設置位置を統一するとともに、形状、意匠、色調等の統一を図るように努めるものとする。</p> <p>窓面利用広告、テント広告、広告網、のぼり、ぼんぼり等については、できるだけ行わないように努めるものとする。</p> <p>広告塔は、その高さ、形状、表示面積等について、隣接する相互において統一を図り、景観の調和を図るように努めるものとする。</p>
--	--

2 西原村の大規模行為届出地区に係る基準

(1) 対象区域 西原村全域

(2) 対象行為

対象区域内（1-(1)の区域を除く）における大規模行為（西原村景観条例第2条第6項の行為。）で、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの

(3) 基準 次の表のとおり

事 項		基 準
位置		道路等の公共用地に接する敷地境界線から極力後退した位置とするよう努めること。
外観	意匠	周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。 附帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮すること。
	色彩	色彩は、周辺の景観との調和に配慮すること。
	緑化	周辺の景観と調和するような材料を使用すること。

熊本県告示第132号

令和元年（2019年）11月1日熊本県告示第439号（熊本県屋外広告物条例施行規則別表第6第1項第6号の規定により、知事が特に必要と認めて別に定める事項）は、令和3年（2021年）3月1日に廃止する。

令和3年（2021年）2月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第133号

次の救急病院について、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

令和3年（2021年）2月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	撤 回 日
玉名地域保健医療センター	玉名市玉名2172番地	令和3年(2021年) 2月28日
公立玉名中央病院	玉名市中1950番地	令和3年(2021年) 2月28日

**熊本県告示第134号**

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。  
令和3年(2021年)2月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
くまもと県北病院	玉名市玉名550番地	令和3年(2021年) 3月1日から 令和6年(2024年) 2月29日まで

**熊本県告示第135号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、令和3年(2021年)2月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。  
令和3年(2021年)2月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	氷川八代線	八代市東陽町小浦字筒井 1020番1地先から 八代市東陽町小浦字屋形原 1167番4地先まで	76.0	活力創出 基盤交付金

2 供用を開始する期日 令和3年(2021年)2月12日

**熊本県告示第136号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
その関係図面は、令和3年(2021年)2月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。  
令和3年(2021年)2月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	氷川八代線	八代市東陽町小浦字筒井 1020番1地先から 八代市東陽町小浦字屋形原 1171番1地先まで	前	6.2	106.6	活力創出 基盤交付金
			後	10.4		
			前	6.2	106.6	
後	10.8					

2 区域を変更する期日 令和3年(2021年)2月12日

**熊本県告示第137号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、令和3年(2021年)2月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)2月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	一勝地神 瀬線	葦北郡芦北町大字白石字白石平 591番2地先から 同所 626番1地先まで	650.0	応急復旧 工事

2 供用を開始する期日 令和3年(2021年)2月12日

**熊本県告示第138号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和3年(2021年)2月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)2月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	一勝地神 瀬線	葦北郡芦北町大字白石字白石平 591番2地先から 同所	前	3.6 ～ 7.0	650	応急復 旧工事
				3.6 ～ 7.0		
		626番1地先まで	後	4.0 ～ 5.0	650.0	
				4.0 ～ 5.0		

2 区域を変更する期日 令和3年(2021年)2月12日

**熊本県告示第139号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第18条の7第1項の変更の認定をしたので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により次のとおり公示する。

令和3年(2021年)2月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

変更の認定を受けた鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

一般社団法人熊本県猟友会  
熊本市東区錦ヶ丘5-27  
上野 誠実

**公 告**

**熊本県公告第81号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により独立行政法人都市再生機構九州支社長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年(2021年)2月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量(4級基準点、 3級水準測量)	令和2年(2020)年 10月 1日から 令和2年(2020) 11月26日まで	熊本市中央区世安町

**熊本県公告第82号**

県営南関西地区（高久野換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

令和3年（2021年）2月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第83号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年（2021年）2月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
野口 光弘	熊本市東区戸島	熊本市東区戸島町1294番ほか1筆
人蔘屋堀川農園 合同会社	菊池郡菊陽町原水	菊池郡菊陽町大字原水字塘下3015番ほか2筆
岩下 義文	阿蘇市波野新波野	菊池郡菊陽町大字原水字井手上4301番11ほか4筆

2 認可年月日

令和3年（2021年）2月5日

**熊本県公告第84号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年（2021年）2月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人秋 津営農組合	熊本市東区沼山津	熊本市東区秋津町秋田字上道下212番ほか2筆
北住 春雄	上益城郡御船町七滝	熊本市東区画図町大字所島字寺田481番1ほか3筆

2 認可年月日

令和3年（2021年）2月5日

**熊本県公告第85号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年（2021年）2月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
西田 和志	宇城市小川町河江	宇城市松橋町古保山字長迫2632番1ほか2筆
配藤 栄次	上益城郡御船町木倉	上益城郡御船町大字木倉字片平町203番1ほか2筆
配藤 栄次	上益城郡御船町木倉	上益城郡御船町大字木倉字片平町262番ほか2筆
農事組合法人か	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字井寺字琵琶島1951

しま広域農場		番1ほか1筆
有限会社松本農産	上益城郡山都町鶴ケ田	上益城郡山都町鶴ケ田字女夫木1801番ほか21筆
株式会社すえ広ファーム	熊本市東区小山町	上益城郡山都町八木字平次371番ほか5筆
本田 博之	上益城郡山都町二瀬本	上益城郡山都町八木字野水438番ほか6筆
工藤 真也	上益城郡山都町大見口	上益城郡山都町八木字野路川1139番1
佐藤 範一	阿蘇市一の宮町中通	阿蘇市一の宮町中通字狐塚536番ほか3筆
農事組合法人水穂やまだ	阿蘇市山田	阿蘇市小野田字上ノ原1068番ほか8筆
立石 翼	阿蘇市黒川	阿蘇市黒川字西立石1296番1ほか11筆

2 認可年月日  
令和3年(2021年)2月5日

**熊本県公告第86号**

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年(2021年)2月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
森崎 貴英	八代市鏡町北新地	八代市鏡町北新地字式番割257番
加来 文男	八代市鏡町北新地	八代市鏡町北新地字式番割249番2
河原 清	八代市鏡町北新地	八代市鏡町北新地字式番割249番3ほか1筆
岡田 誠	八代市鏡町両出	八代市鏡町両出字式〇番割653番1
株式会社大泉龍寺	球磨郡あさぎり町深田西	球磨郡錦町大字一武字野里原2176番20ほか3筆
林田 樞臣	球磨郡あさぎり町免田東	球磨郡あさぎり町免田西字下免田544番ほか1筆
農事組合法人多良木のびる	球磨郡多良木町多良木	球磨郡多良木町大字多良木字年ノ神1840番ほか37筆
株式会社大泉龍寺	球磨郡あさぎり町深田西	球磨郡山江村大字山田丙字俣石2938番6ほか6筆

2 認可年月日  
令和3年(2021年)2月5日

**熊本県公告第87号**

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年(2021年)2月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
工藤 祐介	菊池市泗水町亀尾	菊池市泗水町亀尾字下谷3454番ほか1筆

本田 真人	菊池市旭志新明	菊池市旭志小原字下尾迫1162番ほか1筆
工藤 健正	菊池市旭志麓	菊池市旭志麓字狐塚2924番1
株式会社アドバンス	菊池市旭志尾足	菊池市旭志川辺字一赤迫1550番ほか32筆
農事組合法人上生城	合志市上生	合志市上生字神田659番ほか4筆
有限会社グリーンズ	合志市幾久富	合志市福原字辻2932番1

2 認可年月日  
令和3年(2021年)2月5日

**熊本県公告第88号**

令和3年度(2021年度)に熊本県が実施する建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第27条の23第1項の規定による経営事項審査(経営状況分析を除く。)の申請の時期及び方法等について、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。)第19条の6第1項及び第21条の2第1項の規定により、次のとおり公告する。

なお、経営状況分析の申請については、法第27条の24第1項に規定する登録経営状況分析機関が規則第19条の2第1項の規定により公示する申請の時期及び方法等に従い行わなければならない。

令和3年(2021年)2月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 申請の対象者

熊本県内に主たる営業所を有する法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた建設業者で、直近の決算日(以下「審査基準日」という。)が令和2年(2020年)10月1日から令和3年(2021年)9月30日までの間(以下「該当期間」という。)のいずれかの日である者

2 審査日及び審査場所等

別表のとおり

3 審査日の予約

(1) 予約先

主たる営業所がある地域を所管する広域本部(地域振興局)土木部

(2) 予約の期限

令和3年(2021年)11月30日

(3) 予約の方法

予約を行う審査日は、別表のうちの対象決算月に対応する審査日とし、当該予約は、法第11条第2項の規定による変更届出書(事業年度終了)を提出した後に行うものとする。ただし、審査基準日が令和3年(2021年)8月1日から令和3年(2021年)9月30日までの者にあつては、前年度に提出した変更届出書(事業年度終了)の副本(受付印があるものに限る。)を持参し、令和3年(2021年)11月1日から令和3年(2021年)11月30日までの間に予約することができる。

別表のうちの予備日の予約については、熊本県土木部監理課において令和4年(2022年)1月17日から受け付けるが、予備日に予約できる者は、次の条件のいずれかを満たす者とする。

ア 1に規定する者のうち、令和4年(2022年)1月14日までに経営事項審査を受審しなかった者であること。

イ 審査基準日が、該当期間内の日である建設業者で、令和3年(2021年)10月1日以降に新たに法第3条第1項の規定による許可(業種の追加を含む。)を受けた者であること。

ウ 民事再生法等による手続中の者であること。

4 申請の方法

経営事項審査の申請は、3の規定により予約した審査日に、別表に規定する審査場所において、5に掲げる書類を持参して行うものとする。

5 審査日に持参する書類

(1) 経営事項審査申請書(規則別記様式第25号の14)

(2) 経営事項審査添付書類

(3) その他別に定める書類

6 経営事項審査の手数料及び納付方法

(1) 手数料

熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)第2条第1項第114号及び第114号の2に規定する額

(2) 納付方法



経営事項審査添付書類の「審査手数料証紙貼り付け書」に熊本県収入証紙を貼り付けて納付するものとする。

7 経営事項審査の結果通知

経営事項審査の結果通知書は、申請者に対し郵送する。

8 その他

経営状況分析は、国土交通大臣の登録を受けた登録経営状況分析機関に申請する必要がある。

なお、登録経営状況分析機関については、国土交通省ホームページ「登録経営状況機関一覧」に掲載する。

9 問合せ先

熊本県土木部監理課建設業班

〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話096-333-2485 (ダイヤルイン)

地区	対象決算月	審査日			審査場所
		月	日(曜日)	開始時間	
熊 本	10~11月決算法人	4	15(木)、16(金)	午前9時から	8/25、8/26、9/27、 9/28、11/25 (熊本県庁行政棟 本館8階801会議室)  上記以外の日 (熊本県庁行政棟 新館8階801会議室)
	個人、12月決算法人	5	24(月)、25(火)		
		6	10(木)		
	1~2月決算法人	6	17(木)、18(金)		
	3月決算法人	7	26(月)、27(火)、28(水)		
	4月決算法人	8	25(水)、26(木)		
	5月決算法人	9	27(月)、28(火)		
	6月決算法人	10	19(火)、20(水)、21(木)		
	7月決算法人	11	15(月)、16(火)		
	8月決算法人	11	25(木)、26(金)、29(月)		
9月決算法人	12	8(水)、21(火)、22(水)、23(木)			
		1	13(木)、14(金)		
宇 城	10~11月決算法人	4	6(火)	午前9時から  (4/6、6/9は 午後1時から)	宇城建設会館
	個人、12月決算法人	4	6(火)		
		5	18(火)		
		6	9(水)		
	1月決算法人	6	9(水)		
	2月決算法人	6	9(水)		
		7	8(木)		
	3月決算法人	7	8(木)		
	4~5月決算法人	9	15(水)		
6月決算法人	10	13(水)			
7月決算法人	11	10(水)			
8~9月決算法人	12	15(水)			
玉 名	10~11月決算法人	4	7(水)	午前9時から  (4/7は 午後1時から)	玉名建設会館
	個人、12月決算法人	4	7(水)		
		5	17(月)		
		6	16(水)		
	1月決算法人	6	16(水)		
	2~3月決算法人	7	7(水)		
	4月決算法人	8	17(火)		
	5月決算法人	9	14(火)		
	6月決算法人	10	12(火)		
	7月決算法人	11	4(木)		
8月決算法人	11	19(金)			
9月決算法人	12	6(月)			

地区	対象決算月	審査日			審査場所	
		月	日(曜日)	開始時間		
鹿本・菊池	10~11月決算法人	4	20(火)	午前9時から	鹿本建設会館	
	個人、12月決算法人	5	26(水)			
		6	8(火)			
	1月決算法人	6	8(火)		菊池建設会館	
	2~3月決算法人	7	20(火)			
	4月決算法人	8	18(水)			鹿本建設会館
	5月決算法人	9	16(木)			
	6月決算法人	10	4(月)、5(火)			菊池建設会館
	7月決算法人	11	2(火)			鹿本建設会館
8~9月決算法人	12	2(木)、3(金)	2日:鹿本建設会館 3日:菊池建設会館			
阿蘇	10~11月決算法人	4	14(水)	午前9時から (4/14は 午後1時から)	阿蘇建設会館	
	個人、12月決算法人	4	14(水)			
		5	19(水)			
		6	22(火)			
	1月決算法人	6	22(火)			
	2月決算法人	6	22(火)			
	3月決算法人	7	6(火)			
	4月決算法人	7	6(火)			
	5月決算法人	8	19(木)			
	6月決算法人	9	8(水)			
7月決算法人	10	14(木)				
8~9月決算法人	11	17(水)				
上益城	10~11月決算法人	4	5(月)	午前9時から (4/5、6/2は 午後1時から)	矢部建設会館	
	個人、12月決算法人	4	5(月)			
		5	11(火)			
		6	2(水)			
	1月決算法人	6	2(水)			
	2~3月決算法人	7	21(水)			
	4~5月決算法人	9	6(月)			
	6月決算法人	10	6(水)			
	7~8月決算法人	11	18(木)			
9月決算法人	12	9(木)				

地区	対象決算月	審査日			審査場所		
		月	日(曜日)	開始時間			
八 代	10~11月決算法人	4	21(水)	午前9時から	八代建設会館		
	個人、12月決算法人	5	7(金)				
		6	23(水)				
		1月決算法人	6			23(水)	
	2~3月決算法人	7	22(木)			午前9時から	八代建設会館
	4月決算法人	8	27(金)				
	5月決算法人	9	2(木)、3(金)				
	6月決算法人	10	7(木)、8(金)				
	7月決算法人	11	9(火)				
	8月決算法人	11	24(水)				
9月決算法人	12	16(木)、24(金)					
芦 北	10~11月決算法人	4	8(木)	午前9時から 〔4/8は 午後1時から〕	芦北町 総合コミュニティセン ター		
	個人、12月決算法人	4	8(木)				
		6	15(火)				
	1月決算法人	6	15(火)				
	2~3月決算法人	7	1(木)		芦北建設会館		
	4~5月決算法人	9	7(火)				
	6月決算法人	10	22(金)				
	7月決算法人	11	5(金)				
8~9月決算法人	12	14(火)					
球 磨	10~11月決算法人	4	19(月)	午前9時から 〔4/19は 午後1時から〕	人吉建設会館		
	個人、12月決算法人	4	19(月)				
		6	11(金)				
		1月決算法人	6			11(金)	
	2~3月決算法人	7	2(金)			午前9時から	天草建設会館
	4~5月決算法人	9	17(金)				
	6月決算法人	10	15(金)				
	7~8月決算法人	11	22(月)				
9月決算法人	12	10(金)					
天 草	10~11月決算法人	4	9(金)	午前10時から 〔5/21、6/4、 9/10は 午前9時から〕	天草建設会館		
	個人、12月決算法人	5	20(木)、21(金)				
		6	3(木)、4(金)				
		1月決算法人	6			3(木)、4(金)	
	2~3月決算法人	7	9(金)			午前9時から	天草建設会館
	4月決算法人	8	20(金)				
	5月決算法人	9	9(木)、10(金)				
	6月決算法人	10	1(金)				
7月決算法人	11	12(金)					
8月~9月決算法人	12	17(金)					

地区	対象決算月	審査日			審査場所
		月	日(曜日)	開始時間	
予備日	受審要件を満たす者	2022年	3	2(水)	午前10時から 熊本県庁行政棟本館 8階801会議室

**登載依頼**

**熊本県男女共同参画審議会公告第52号**

令和2年度(2020年度)第3回熊本県男女共同参画審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

令和3年(2021年)2月12日

熊本県環境生活部長

- 1 開催日時  
令和3年(2021年)3月11日(木)  
14時から16時まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市中央区水前寺公園28番51号  
熊本テルサ3階「たい樹」
- 3 議事  
(1) 熊本県男女共同参画審議会答申(案)について  
＜第5次熊本県男女共同参画計画(案)＞  
(2) その他
- 4 傍聴者の定員  
5人
- 6 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従って会場に入ることができます。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 7 傍聴にあたっての留意事項  
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、発熱や風邪、味覚障害等の症状がある場合、及び、マスク着用がない場合は会場に入ることができません。
- 8 問合せ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県男女共同参画審議会事務局  
(熊本県環境生活部県民生活局男女参画・協働推進課)  
(電話 096-333-2287)

**熊本県農業振興促進審議会公告第1号**

令和2年度(2020年度)第1回熊本県農業振興促進審議会の会議を次のとおり開催します。

令和3年(2021年)2月12日

熊本県農業振興促進審議会 会長 中嶋 憲正

- 1 開催日時  
令和3年(2021年)2月16日(火)  
午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁 行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題  
(1) 農業振興地域の区域の変更について  
(2) 市町の農業振興地域整備計画の変更について  
(3) 熊本県農業振興地域整備基本方針の変更について
- 4 傍聴手続  
新型コロナウイルス感染防止対策のため、事前に次項5に連絡ください。
- 5 連絡先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県農業振興促進審議会事務局(熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課農振班)  
(電話 096-333-2365 ダイヤルイン)

**公 告**

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第14条第1項の規定により作成した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）について、同法第16条の規定により一般の意見を求めるので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。  
また、同法第17条の規定により開催する準備書の記載事項を周知するための説明会について、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年2月12日

株式会社一条工務店 代表取締役 岩田 直樹

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称 株式会社一条工務店
  - (2) 代表者の氏名 代表取締役 岩田直樹
  - (3) 主たる事務所の所在地 東京都江東区木場5-10-10
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
  - (1) 名称 一条メガソーラー熊本菊池発電所事業
  - (2) 種類 太陽電池発電所設置事業
  - (3) 規模 44.976MW（発電所出力）
- 3 対象事業が実施されるべき区域  
熊本県菊池郡大津町
- 4 関係地域の範囲  
熊本県菊池郡大津町
- 5 準備書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間
  - (1) 場所  
ア 熊本県庁（行政棟本館1階情報プラザ）  
イ 大津町役場（住民福祉部環境保全課）
  - (2) 期間 令和3年2月12日（金）から令和3年3月11日（木）まで  
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
  - (3) 時間 午前9時00分から午後5時00分まで
  - (4) 電子縦覧 [https://www.ichijo.co.jp/mega/ku  
mamotokikuchi/3/](https://www.ichijo.co.jp/mega/ku<br/>mamotokikuchi/3/)
- 6 意見書の提出  
準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により事業者  
に提出することができる。
- 7 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
  - (1) 提出期限 令和3年3月25日（木） ※当日消印有効
  - (2) 提出方法 縦覧場所（熊本県庁を除く）に備え付けの意見書箱への投函、または問  
い合わせ先への郵送
  - (3) 意見書の提出に必要な事項  
意見書には次に掲げる事項を記載すること。  
ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその  
名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）  
イ 意見書の提出の対象である方法書の名称  
ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載  
すること）
- 8 説明会の開催を予定する日時及び場所  
令和3年3月11日（木）18時半から20時 エアポートホテル熊本（熊本県菊池  
郡大津町室1484番地）  
※新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえて説明会を中止する場合には、2月  
末を目途に事業者ホームページ（電子縦覧と同じ）にて連絡する。
- 9 問合せ先  
〒430-0926  
静岡県浜松市中区砂山町354番14 3F  
株式会社一条工務店 都市開発事業部 メガソーラー事業課  
（担当）西川  
電話 053-450-4711

**熊本県選挙管理委員会告示第9号**

熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和3年（2021年）2月12日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

熊本県公職選挙執行規程の一部を改正する規程  
熊本県公職選挙執行規程（平成12年熊本県選挙管理委員会告示第15号）の一部を次  
のように改正する。  
第68条中「、その印を押すとともに」を削る。

第71条第1項中「その印を押すとともに」を削る。  
 第106条第1項中「印を押すとともに」を削る。  
 別記第18号様式、別記第37号様式、別記第39号様式及び別記第40号様式中「印」を削る。

別記第74号様式(その2)中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。  
 備考

本人の場合は本人確認書類の提示又は提出を、その代理人の場合は委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。  
 別記第88号様式中「印」を削り、同様式備考に次の1号を加える。  
 4 候補者本人の署名又は推薦届出者又は推薦届出者の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。ただし、候補者又は推薦届出者の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第89号様式中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。  
 備考

代表者(支部長)本人の場合は本人確認書類の提示又は提出を、その代理人の場合は委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者(支部長)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第94号様式中「候補者氏名(候補者届出政党の名称) 印」を「候補者氏名(候補者届出政党の名称)」に改める。

別記第96号様式中「候補者届出政党の名称 印」を「候補者届出政党の名称」に改める。

別記第97号様式(その1)中「印」を削り、同様式備考に次の1号を加える。  
 4 候補者本人の場合は本人確認書類の提示又は提出を、その代理人の場合は委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第97号様式(その2)中「印」を削り、備考を次のように改める。  
 備考

1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。  
 2 候補者本人の場合は本人確認書類の提示又は提出を、その代理人の場合は委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第97号様式(その3)中「印」を削り、備考を次のように改める。  
 備考

1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。  
 2 候補者本人の場合は本人確認書類の提示又は提出を、その代理人の場合は委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第98号様式(その1)中「印」を削り、同様式備考に次の1号を加える。  
 5 候補者本人の場合は本人確認書類の提示又は提出を、その代理人の場合は委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第98号様式(その2)中「印」を削り、同様式備考に次の1号を加える。  
 4 候補者本人の場合は本人確認書類の提示又は提出を、その代理人の場合は委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第98号様式(その3)中「印」を削り、同様式備考に次の1号を加える。  
 4 候補者本人の場合は本人確認書類の提示又は提出を、その代理人の場合は委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第100号様式(その1)中「印」を削り、同様式備考に次の1号を加える。  
 8 候補者本人の場合は本人確認書類の提示又は提出を、その代理人の場合は委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第100号様式(その2)中「印」を削り、同様式備考に次の1号を加える。  
 7 候補者本人の場合は本人確認書類の提示又は提出を、その代理人の場合は委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第100号様式(その3)中「印」を削り、同様式備考に次の1号を加える。  
 8 候補者本人の場合は本人確認書類の提示又は提出を、その代理人の場合は委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第100号の2様式中「印」を削り、同様式備考に次の1号を加える。  
 5 候補者本人の場合は本人確認書類の提示又は提出を、その代理人の場合は委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第101号様式中「印」を削り、同様式備考に次の1号を加える。





備考

代表者本人の場合は本人確認書類の提示又は提出を、その代理人の場合は委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第134号様式中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考

代表者本人の場合は本人確認書類の提示又は提出を、その代理人の場合は委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第135号様式中「代表者の氏名 印」を「代表者の氏名」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考

代表者本人の場合は本人確認書類の提示又は提出を、その代理人の場合は委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第136号中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考

1 この届出書には、当該機関紙を2部添付すること。

2 代表者本人の場合は本人確認書類の提示又は提出を、その代理人の場合は委任状の提示又は提出及び当該代理人の恩人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第137号様式中「代表者の氏名 印」を「代表者の氏名」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考

代表者本人の場合は本人確認書類の提示又は提出を、その代理人の場合は委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。